

バーゼル銀行監督委員会が、信用リスクの管理とディスクロージャーに関する指針を公表

2000年9月14日

(掲載に当たって)

バーゼル銀行監督委員会は、9月14日、信用リスクの管理とディスクロージャーに関する指針の最終版、「信用リスク管理の諸原則」("Principles for the Management of Credit Risk")および「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」("Best Practices for Credit Risk Disclosure")を公表した。バーゼル銀行監督委員会による本件に関するプレス・ステートメントの仮訳は、以下の通りである^(注)。

プレス・ステートメント

バーゼル委員会が信用リスクの管理とディスクロージャーに関する指針を公表

バーゼル銀行監督委員会は本日、信用リスクの管理およびディスクロージャーに関する指針の改訂版を公表した。「信用リスク管理の諸原則」は、(1) 信用リスクを取りまく適切な環境の確立、(2) 健全な信用供与プロセスの下での業務運営、(3) 適切な与信の管理、測定、モニタリングのプロセスの維持、(4) 適切な信用リスク・コントロールの確保、といった分野について提言している。「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」は、信用リスクの有益なディスクロージャーに関する指針を銀行に提供し、また、銀行の持つ

信用リスクに関する監督上の情報ニーズについて論ずることによって、銀行の信用リスク・プロファイルについて、十分で効果的な透明性を促進することを目指したものである。当指針は、貸出、トレーディング取引、投資、流動性／資金調達管理、資産管理など、あらゆる種類の銀行業務から生ずる信用リスクをカバーしている。

指針の改訂版は、1999年7月に公表された市中協議ペーパー（訳注：『日本銀行調査月報』1999年8月号にプレス・ステートメントを掲載）に対して寄せられたコメントを考慮に入れている。これらのコメントは、ペーパーの基本的な

(注) 二本のペーパーの全文の仮訳は、日本銀行のインターネット・ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている。また、同ペーパーの原文（英文）は、B I S のインターネット・ホームページ (<http://www.bis.org/>) から入手することができる。なお、プレス・ステートメント中で言及されている1999年7月に公表された市中協議ペーパーおよび「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」については、プレス・ステートメントおよび全文の仮訳が日本銀行のインターネット・ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている。

修正を求めるものではなく、むしろ、我々の提案を補強するものであった。これに基づき、ディスクロージャーに関するペーパーでは、機密性を持つ情報の取扱いについて言及されている。二つのペーパーはともに、多くの国で、業務の複雑さの程度が異なる様々な銀行に対して適用されることが期待されている。

バーゼル委員会のリスク管理小委員会で議長を務める Roger Cole は、「信用リスク管理の具体的な実務は、その銀行が行う与信活動の性質と複雑さに応じて異なるかもしれないが、包括的な信用リスク管理の枠組みは、このペーパーで述べられている諸原則に対応しているであろう。こうした諸原則は、バーゼル委員会が最近別途公表した文書で示されている、資産の質の評価と、引当金および準備金の適切性に関するサンド・プラクティス（訳注：「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」1999年7月、『日本銀行調査月報』1999年8月号にプレス・ステートメントを掲載）、および本日公表される信用リスクのディスクロージャーに関するペーパーとあわせて適用されるべきである」と述べている。

バーゼル委員会の透明性小委員会において議長を務める Jan Brockmeier は、「ディスクロー

ジャーに関するこのペーパーは、銀行の信用リスクのパブリック・ディスクロージャーのためのベスト・プラクティスに関する指針を提供している。その目的は、銀行の信用リスク・プロファイルについて意味のある評価を行うために必要な情報を市場参加者や一般に提供するよう、銀行に促すことである。脆弱な信用リスク管理体制と与信の質の劣化が、引き続き世界中の銀行破綻や銀行危機の決定的な原因になっているため、信用リスクの分野における透明性はとりわけ重要である」と述べて、こうしたメッセージを更に強調している。

バーゼル委員会の議長である William J. McDonough は、これらのペーパーの公表を歓迎して、「これらのペーパーは、銀行の主要なリスクに対処するための指針を、世界中の銀行と監督当局に対して提供するべく継続的に行われている努力の一環として重要な意味を持つ」と述べている。彼は更に、「これらのペーパーで示されている諸原則は、当委員会が来年初に公表を予定している新たな自己資本充実度の枠組みにおいて、信用リスク評価手法の利用と透明性について当委員会が示す指針に関し、重要なバックグラウンドとなるだろう」とも述べている。